

多子世帯支援など少子化対策の強化について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、厚生労働省、文部科学省、国土交通省

少子化対策は、国の存亡に関わる重大かつ喫緊の課題であり、国がその責務として、多子世帯支援も含めた強力な対策を早急に講じることが重要である。

京都府では、今年度より、第 3 子以降の幼児教育・保育料の無償化などの多子世帯の経済的負担軽減に取り組んでいるが、深刻な少子化に歯止めをかけるため、以下の措置を講じていただきたい。

第 3 子以降の幼児教育・保育料無償化の制度化等

京都府では、平成 27 年度から兄弟の年齢が 18 歳未満である第 3 子以降の保育料無償化を全市町村において実施している。

こうした第 3 子以降の保育料無償化・軽減については、すでに、過半数の都道府県で実施されていることを踏まえて、国の制度として、全国で実施していただきたい。

国による第 3 子以降の無償化の範囲

幼稚園：第 1 子、第 2 子が幼稚園から小学校 3 年生までに在園・在籍していること

保育所：第 1 子、第 2 子が保育所に入所していること

京都府では平成 27 年 9 月から子育て支援医療助成の対象を全市町村で中学生まで拡大することとしている。

こうした子どもの医療助成については、すでに全都道府県で実施されていることを踏まえて、国の制度として、全国で実施していただきたい。

多子世帯向け公営住宅の整備促進

公営住宅において多子世帯向け住戸（4DK等）を多く整備できるよう、以下について措置を講じていただくとともに、社会資本整備総合交付金等の配分に反映していただきたい。

（新築について）

社会資本整備総合交付金「公営住宅等整備事業」の標準建設費特例加算の対象に、多子世帯向け公営住宅を追加

(改修について)

「公営住宅等ストック総合改善事業」の対象に多子世帯向け住宅への改修を追加

「地域少子化対策強化交付金」の拡充

京都府では、若者のライフデザインから妊娠・出産後のケアまできめ細かに地域の実情にあった少子化対策を進めているが、こうした取組を、継続安定的に展開する必要があることに加えて、子育てに悩む保護者を支えるプラットフォームづくりなどの地域全体で子育てを支えていく取組を進めていくことが不可欠であることから、「地域少子化対策強化交付金」を拡充していただきたい。

特定不妊治療助成の対象拡大（男性不妊・不育治療）

子どもを生育することを望む世帯を支援するため、特定不妊治療助成事業の対象を「男性不妊」と「不育症」にも拡大していただきたい。

高校生の修学支援

経済的理由により出産をあきらめる世帯を出さないため、京都府では、「私立高等学校あんしん修学支援事業」により授業料等の助成などを行っているところであるが、こうした取組を推進するため、教育費負担を軽減する総合的な仕組みを国において構築していただくとともに、高等学校就学支援金の増額をはじめとした支援制度を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

出生順位別出生数（厚生労働省『人口動態統計』）

（単位：人）

		昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年
第 1 子	京都府	13,675	10,670	11,941	10,033
	全 国	667,683	531,648	583,220	509,736
第 2 子	京都府	13,315	9,239	8,784	7,874
	全 国	642,573	459,569	434,964	390,212
第 3 子	京都府	4,439	3,650	2,718	2,707
	全 国	227,604	192,788	141,011	136,302

京都府による第 3 子以降保育料無償化

市町村が実施する同時在園でない 3 人目以降の幼稚園、保育園、認定こども園
及び地域型保育事業の保育料無償化事業に対し助成

全国における第 3 子以降保育料無償化の実施状況

3 歳未満への実施 15 県
年齢制限なし 10 府県

京都府による子育て支援医療助成制度の拡充

	現 行		拡 充 後 (平成 27 年 9 月 ~)	
	入院	通院	入院	通院
対象年齢	小学校卒業まで		中学校卒業まで	
自己負担 の上限額	月 200 円	3 歳未満 : 月 200 円 3 歳以上 : 月 3,000 円	月 200 円	3 歳未満 : 月 200 円 3 歳以上 : 月 3,000 円

全国における子育て支援医療助成の実施状況

全都道府県で実施
(うち小学校就学前対象に実施 25 道県)
(小学生以上の学年にも実施 14 都府県)

京都府の公営住宅の状況

公営住宅等整備事業

・国の補助基準

標準床面積 (3DK相当) 71 m² / 戸 標準建設費 14,500 千円 / 戸
特例加算 (特別規模増工事費) 3,565 千円 / 戸

・府営住宅における多子世帯向け住宅新築

標準床面積 (4DK相当) 100 m² / 戸 実建設費 20,500 千円 / 戸
差額 (標準建設費 - 実建設費) =

6,000 千円 / 戸 > 3,565 千円 / 戸 (特別規模増工事費加算)

公営住宅等ストック総合改善事業

主な補助対象 居住性向上、福祉対応 (高齢者、障害者向け)

多子世帯向け住宅への改修などは対象項目外

特定不妊治療助成事業(国庫)

対象治療：体外受精、顕微授精 保険適用なし

給付内容：治療 1 回につき上限 15 万円

年額 30 万円（初年度は 45 万円）を限度

負担割合：国 1 / 2、府 1 / 2（京都市を除く）

不妊治療給付事業助成事業（京都府制度）

対象治療：保険適用治療、人工授精

給付内容：自己負担額の 1 / 2（年額 10 万円限度）* 保険適用のみは 6 万円

負担割合：府 1 / 2、市町村 1 / 2

男性不妊治療、不育症を含む

【京都府の担当課】

健康福祉部	少子化対策課	075-414-4631
	子育て政策課	075-414-4580
文化スポーツ部	文教課	075-414-4518
建設交通部	住宅課	075-414-5355